

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、当社の持続的成長につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについては、企業成長に連動した賃上げを実施するという方針のもと、ベースアップを実施し、定期昇給を含む平均基本給の継続的な引き上げを行っています。併せて、心身への負担が大きくなる遠方勤務者への手当や子育て・介護に対する手当を拡充しています。また、教育訓練等については、人財を育成する役割を担うマネジャーのマネジメント改革への取組みを2022年より強化し、マネジメント研修の実施や人事制度変更によるマネジャーの役割の明確化等により人財育成力の向上を図るとともに、入社5年目までの研修および技術者研修の充実を図り若手人財の早期戦力化に向けて教育体系の整備を進めています。引き続き、多様な人財が個々の能力を最大限発揮できるよう、従業員一人ひとりの成長を後押しする仕組みづくりや従業員一人ひとりが輝ける環境整備を積極的に進めることで、従業員の自己実現とエンゲージメント向上に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/48739-04-00-aichi.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月26日